

# 信託受益権販売業

制度調査部  
中田 綾

## 信託業法の改正⑧

### 【要約】

- 2004 年 12 月 30 日「信託業法」が施行された。それを受けて、「信託業法施行令」「信託業法施行規則」及び「信託会社等に関する統合的な監督指針」等も同日施行されている。
- 本稿では、信託業法施行令及び公表された省令・事務ガイドラインを併せて、「信託受益権販売業」を詳解する。

### ■信託受益権販売業

- 信託受益権販売業とは、信託の受益権の販売またはその代理、媒介を行う営業を言う。内閣総理大臣の登録を受けなければ信託受益権販売業を営むことはできない。
- 信託受益権には証取法上の有価証券が除かれる。証取法上の有価証券の販売またはその代理、媒介は証券業として証取法の適用を受ける。投信法や資産流動化法などの特例の法律に基づかない信託の受益権の販売またはその代理、媒介を対象としている<sup>(注1)</sup>。

(注1) 信託受益権販売業に関する規定が設けられた理由として次のような説明がなされている。

「信託法・信託業法のみに基づく（特別法によらない）受益権の有価証券性について議論があるが、信託業法では有価証券性が認められないことが前提となっており、流通性を促進すべきものと考えられていない。よって信託受益権は証取法上の有価証券ではなく、証券会社以外の者が取扱うことは禁止されるものではないが、複雑な金融商品となり投資者の保護に欠ける場合があると考えられるため、有価証券に準じる形で、販売を行う者に対して規制を行う。」 高橋康文『新しい信託業法』（2005 年、第一法規）229 頁参照。

信託受益権の有価証券化については信託法の改正で検討されている。この点については、中田綾『信託受益権の有価証券化』（2004 年 10 月 7 日）参照。

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 許 認 可   | 登録                |
| 組 織     | 法人・個人             |
| 最低資本金   | —                 |
| 営業保証金   | 1,000 万円          |
| 登録更新手数料 | 49,800 円（3 年毎の更新） |

### ■信託受益権販売業の登録の要否

- 委託者、アセットマネージャー、SPC、投資目的で取得した者であっても、受益権を営業として販売する場合は、信託受益権販売業の登録が必要である。ただし、次の場合には、信託受益権販売業の登録を必要としない（ガイドライン 10-2-1）。
- (1) 信託受益権の譲渡に際し、信託受益権の保有者が、勧誘、契約締結等の販売に関する対外的行為の一切を信託受益権販売業者に委任し、その旨を当該委任に係る契約書等に明記した上で、自らは全く販売行為を行わない場合には、保有者自体は信託受益権販売業の登録を要しない。

- (2) 信託の委託者かつ当初受託者である信託受益権の保有者（オリジネーター）が、目的を契約書等に明記した上で、信託受益権販売業者に買いうけさせる場合、または特別目的会社に譲渡する場合は、保有者自体は信託受益権販売業の登録を要しない。

○その他、次の場合も信託受益権販売業の登録は不要であるとの判断がなされている。

- ・ 信託受益権に譲渡担保権を設定すること、その実行
- ・ 信託受益権を代物弁済により第三者に移転させる行為

## ■信託受益権販売業の登録

○信託受益権販売業を営もうとする者は、①申請書（様式は施行規則別紙様式第 22 号）、②添付書類（次の(1)～(7)）、③その写し（1 通）を、管轄する財務局長を経由して内閣総理大臣に提出する。

- (1) 欠格事由に該当しないことを誓約する書面
- (2) 業務方法書
- (3) 法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本
- (4) 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（またはこれに代わる書面）
- (5) 法人であるときは、役員の履歴書及び役員の住民票の抄本（またはこれに代わる書面）、役員が欠格事由に該当しないことを誓約する書面
- (6) 信託受益権販売業以外の業務を営む場合は、その業務内容を記載した書面
- (7) 申請者が信託受益権販売業務に関する知識を有する者であることを証する書面

## ■登録拒否要件

○登録の申請者が次の（1）もしくは（2）に該当する場合は、その登録が拒否される。

- (1) 次のいずれかに該当する
  - ①申請者である個人が欠格事由に該当する
  - ②申請者である法人が次のいずれかに該当する
    1. 欠格事由に該当する
    2. 役員が欠格事由に該当する
  - ③信託契約代理店業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない
  - ④他に営む業務が公益に反する
- (2) 申請者若しくは添付書類のうち虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けている。

## ■信託受益権の内容説明

○信託受益権の販売等を行うときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を説明しなければならない（信託業法第 94 条、信託業法施行規則）。

- (1) 信託財産の種類、信託期間、信託財産の管理又は処分の方法、信託財産の交付に関する事項
- (2) 信託財産の管理又は処分の権限を有する者及び権限の内容に関する事項
- (3) 信託設定時における第三者による信託財産の評価の有無その他信託財産の評価に関する事項
- (4) 信託行為において定められる信託受益権の譲渡手続きに関する事項
- (5) 信託受益権の販売、その代理または媒介のいずれを行うかの別
- (6) 信託受益権の代理または媒介を行う場合は、売主に関する事項
- (7) 受益者の権利義務に関わる事項
- (8) 信託受益権の損失の危険に関する事項
- (9) 信託報酬に関する事項
- (10) 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項
- (11) 信託財産の計算期間に関する事項
- (12) 信託財産の管理または処分の状況の報告に関する事項
- (13) 受託者の氏名または名称
- (14) 宅地または建物を信託財産とする信託受益権の販売等について別表で定める事項

- 1の「信託財産の交付」は、信託財産の返還・信託財産から生じた利益の分配などを言う。
- 3の「信託設定時の時価評価」は、信託財産の評価を行う必要がない場合もあるため、信託期間終了後に信託財産をそのまま返還するような信託については義務付けられていない<sup>(注2)</sup>。
- 4では、現在、信託受益権は有価証券とは認められていないため、受益権を譲渡する場合には民法上の指名債権譲渡の方式<sup>1)</sup>に従わなければならないため、指名債権譲渡における対抗要件具備のための手続や、譲渡方法などを記載が求められている。
- 8の「信託受益権の損失の危険に関する事項」とは、単純に一定の収益が保証されていないことや元本欠損の危険があることを抽象的に指摘するだけではなく、信託財産の性質や信託契約における仕組みなど、損失が生じる原因を具体的に記載しなければならない。
- 次の場合は、顧客の保護に支障を生じることが無い場合として、信託受益権の内容を説明する必要はない。
- (1) 顧客が適格機関投資家である場合<sup>(注3)</sup>
  - (2) 顧客が当該信託受益権と同一の内容の信託受益権を所有している場合<sup>(注4)</sup>
  - (3) 複数の信託受益権販売業者が同一の信託受益権の販売する際、いずれかの信託受益権販売業者が信託受益権の内容を説明した場合
- (注2) 高橋、前掲注1。
- (注3) 適格機関投資家から説明を求められた場合を除く。
- (注4) 説明を必要としない旨の意思表示があった場合に限る。

## ■信託受益権の内容を記載した書面の説明

- 信託受益権の売買契約が成立したときは、遅延なく、顧客に対して、次の事項を記載した書面を交付しなければならない(信託業法第96条)。

- (1) 信託受益権の内容
- (2) 契約締結日
- (3) 信託受益権販売業者の商号、名称または氏名、主たる営業所もしくは事務所の所在地または住所
- (4) 信託受益権の売買契約の当事者の商号、名称または氏名、主たる営業所もしくは事務所の所在地または住所

- 次の場合は、顧客の保護に支障を生じることが無い場合として、信託受益権の内容を説明する必要はない。
- (1) 顧客が①適格機関投資家であり、②書面または電磁的方法により予め書面の交付を必要としない旨の承諾を得ており、③当該顧客から要請があった場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されている場合
  - (2) 顧客が当該信託受益権と同一の内容の信託受益権を所有している場合<sup>(注5)</sup>
  - (3) 複数の信託受益権販売業者が同一の信託受益権の販売する際、いずれかの信託受益権販売業者が信託受益権の内容を説明した場合
- (注5) 説明を必要としない旨の意思表示があった場合に限る。

## ■信託受益権販売業の兼業

○次の者は、登録を受けることなく信託受益権販売業を営むことができる（信託業法第105条）。

- (1) 運用型信託会社
- (2) 証券会社
- (3) 登録金融機関（銀行、生命保険会社など）
- (4) 住宅金融公庫
- (5) 中小企業金融公庫
- (6) 公営企業金融公庫

○信託兼営金融機関についても、信託業法上の登録を受けることなく信託受益権販売業を営むことができる（兼営法第4条3項）。内閣総理大臣の認可を受ければ、信託受益権販売業を営むことができることになっている（兼営法第1条）。

○証券会社が信託受益権販売業を営む場合は、内閣総理大臣への届け出が必要となる（証券取引法第34条第2項、証券会社に関する内閣府令第25条）。

|         | 信託受益権販売業の登録 |
|---------|-------------|
| 運用型信託会社 | 不 用         |
| 管理型信託会社 | 必 要         |
| 信託契約代理店 | 必 要         |
| 証券仲介業者  | 必 要         |

○ただし、これらの者が信託受益権販売業を営む場合は、信託業法の行為準則などが適用される。